

監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置の公表について

平成29年9月25日付け監査委員公表第2号による監査結果について、企業長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月31日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 川副 英二

同 平岡 陽一

監 査 の 結 果

工事材料の変更にあたっては適正な手続きを行われたい

措 置 状 況

西長沢浄水場浄水池流入弁室歩廊改良工事では、適正な設計変更等の手続きを経ないまま、点検歩廊の主要材料をSS400の溶融亜鉛メッキからSUS304に変更した製作図面や施工計画を承諾し、工事を完成させてしまいました。

今後は、設備改良に伴う工事の主要材料の変更にあたっては、その必要性について十分に比較検討するよう関係職員への指導を徹底するとともに、変更する場合については設計変更等の適正な手続きを行います。

なお、設計変更を経なかったことによる固定資産台帳記載内容の乖離については、適正な内容に訂正いたしました。